

学生支援緊急給付金給付事業 （「学び継続」のための『学生支援緊急給付金』）

本給付金は、令和2年5月19日（火）に予備費使用を閣議決定された「学生支援緊急給付金給付事業」（「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』以下、「学生支援緊急給付金」という。）に関する件である。

「学生支援緊急給付金」は、特に家庭から自立した学生等においては、今回の新型コロナウイルス感染拡大による影響でアルバイト収入が大幅に減少し、大学等の中退せざる得ないような事態も想定されることから、修学の継続が困難になっている学生等に対し、独立行政法人日本学生支援機構から現金を支給することで支援を行うものである。

1. 制度の概要

○事業の概要

一般の新型コロナウイルス感染拡大による影響で、学生生活にも経済的な影響が顕著となっている状況の中で、世帯収入・アルバイト収入が大幅な減少により大学等での就学の継続が困難となっている学生等が修学をあきらめることがないように、現金を支給する制度である。

○支給額について

住民税非課税世帯に学生等：20万円

上記以外の学生等：10万円

○支給対象者について

原則として、家庭から自立してアルバイト収入で学費を賄っていること、新型コロナウイルス感染拡大の影響でその収入が大幅に減少していること、既存の支援制度を活用しても学費等の支出が困難あることが条件となります。

<本校の状況>

○資金の上限

学生総数 $349 \times 8,000$ 円 = 2,792,000円

原資は2,700,000円となる。

○学生申込状況 32人

○学生推薦状況 24人